【記入例】 参考様式４

○○ケアプランセンター運営規程
（居宅介護支援事業の運営規程の例）

（事業の目的）

第１条　有限会社○○が開設する○○ケアプランセンター（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

（１）　指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、 多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

（２）　指定居宅介護支援の提供に当たっては、 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。

（３）　事業の実施に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事 業者、介護保険施設等の保健・医療・福祉サービスとの連携に努める。

（事業所の名称及び所在地）

第３条　この事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

（１）　名称　　○○

（２）　所在地　○○市○○町○丁目○番○号

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　この事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

（１）管理者　１名（介護支援専門員と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（２）介護支援専門員　○名（常勤○名、うち１名管理者と兼務、非常勤○名）

介護支援専門員は、要介護者及び要支援者の依頼を受けて、居宅サービス計画を作成、指定居宅サービス事業者との連絡調整、必要時の介護保険施設への紹介、その他各種相談に対する助言等を行う。

（３）事務職員　必要に応じて配置する。
必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）
第５条　事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。
（１）営業日　月曜日から金曜日とする。ただし、国民の祝日及び８月 13 日から８月 15 日、12 月 29 日から１月３日までを除く。
（２）営業時間　午前９時から午後６時までとする。
（３）電話等により 24 時間常時受付等が可能な状態とする。

（指定居宅介護支援の提供方法及び内容）
第６条　介護支援専門員は、定期又は随時、利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況等、その課題を分析し、支援を行うものとし、その主な内容等は次のとおりとする。
（１）利用者の相談を受ける場所　：　第３条に規定する事業所内の相談室、利用者宅
（２）使用する課題分析票の種類　：　○○○方式
（※ＭＤＳ－ＨＣ方式、三団体ケアプラン策定研究会方式、日本介護福祉士会方式、日本訪問看護振興財団方式、全国社会福祉協議会方式等）
（３）介護支援専門員の居宅訪問頻度　：　月○回以上
（４）サービス担当者会議の開催場所、頻度　：　事業所内の相談室や関係事業所の相談室など、個人情報の保護が図られる場所を活用し、○○○○場合など、随時開催
（５）主な支援の内容　：　居宅サービス計画の作成、指定居宅サービス事業者との連絡調整、必要時の介護保険施設への紹介、その他各種相談に対する助言等

（利用料その他の費用の額）
第７条　指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、別紙のとおり介護報酬の告示上の額とする。
２　次条の通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
（１）実施地域以外から、片道○○キロメートル未満　　０円
（２）実施地域以外から、片道○○キロメートル以上　＊＊＊円
３　前項の交通費の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

（通常の事業の実施地域）
第８条　通常の事業の実施地域は、○○市、○○町及び○○村の区域とする。

（研修の確保）

第９条　居宅介護支援等の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

（１）採用時研修　採用後○月以内

（２）継続研修　　年○回

（秘密保持）

第 10 条　従業者及び従業者であったものは、利用者又はその家族の秘密を保持する。

２　従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容とするものである。

（その他）

第 11 条　この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、○○法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、　　年　　月　　日から施行する。